



ひまわり

梶 税務 経営 ニュース



編集 発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

7月

(文月) JULY

18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

ワンポイント 海の日

海の日は、7月の第3月曜日で、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」と、国民の祝日に関する法律（祝日法）に、その意味が書かれています。平成7年の祝日法改正により、翌8年から実施。当初は前身である海の記念日の7月20日でしたが、平成15年から現行に改められています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合） 8月1日
- 地方税 / 固定資産税（都市計画税）第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日
- 労 務 / 労働保険料（概算・確定）申告書の提出・
（全期・1期分）の納付 7月11日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日

税務調査のための項目別留意点

調査

税務調査にはいくつかの種類がありますが、究極的には取引内容を確認した上で、申告内容の妥当性をチェックするのが目的です。ここでは、項目ごとに税務調査時に問題となりやすい点を掲げますので、日常業務の上で問題が生じないように留意したいものです。

〈税務調査の種類〉

税務調査は大体、下の表のようにに区別されますので、これに沿って内容を簡単に説明します。

① 強制調査

計画的で悪質な脱税犯について、任意の調査では適正な課税が実現できないと判断される場合に、裁判所の許可状を得て行

留意

われる調査です。国税犯則取締法による強制力を持っており、通常「査察（マルサ）」と呼ばれ、国税局が担当し、通告処分または告発を最終目的とし、臨検、



搜索、差押え等の権限が認められています。

② 任意調査

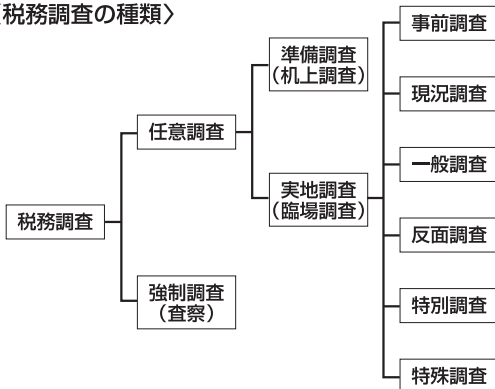
①に対する言葉で、一般の税務調査を言います。

脱税犯に対する調査と異なり、適正・公平な課税のために行われるものですから、質問検査権として認められる範囲において納税者の同意を得て行われるものです。ただし、正当な理由なく調査拒否などを行うと罰則が適用されますので、「間接強制を伴う任意調査」と言われています。

③ 準備調査

実地調査（臨場調査）着手前

〈税務調査の種類〉



の準備的な調査で納税者から提出された確定申告書や蓄積した資料情報などを基に行います。納税者の過去の税歴（申告漏れや滞納がなかったか）、経営者のデータ、申告書における特異な科目や金額、比率等の計数などが分析、検討され、どこに調査のポイントを置くかが絞り込まれます。

④ 実地調査

納税者の事務所や店舗などに出向いて行う調査で、一般の税

務調査は通常この実地調査を指しています。

この中に、次の「現況調査」、「反面調査」等が含まれます。

⑤ 現況調査

納税者に対して事前通知なく行われる税務調査で、納税者のナマの姿を見ることを目的としています。

任意調査においては事前通知が原則ですが、業種によっては連絡して調査したのではその実態が掴めないものがあり、また、脱税が想定される場合などには、証拠書類を隠されてしまう恐れがあるため認められています。

しかし、強制調査ではありませんので、正当な理由があれば、調査の延期を申し入れることができます。

⑥ 反面調査

納税者自身の調査だけでは不審点が解明できない場合、あるいは納税者が調査に素直に応じない場合などに認められている取引先や銀行などへの補完的調査を言います。

勘定科目別税務調査のポイント

項目	チェックポイント	留意点・対策
現金	現金有高と帳簿残高	○現金有高と帳簿残高に差異がある場合には、売上計上漏れ、経費過大計上など税務調査でトラブルになりかねません。
		○日頃から金種票を用いて現金実査する。
売掛債権	貸倒償却	○税務上貸倒れとして認められるためには、いくつかの要件があるので注意。
		○事前に税務当局に説明できる書類等を揃えておく。
棚卸資産	在庫漏れ	○会社内の実地棚卸のほか、外注先保管品、外部倉庫預け品などを確認し、期末日直前の入荷、出荷に注意する。
	評価減	○法令に基づく根拠として写真や新聞等の説明資料を用意しておく。
仮払金	貸付金との区分	○仮払金を実質的に貸付金で、受取利息の計上がない場合には、受取利息の認定課税がされる。
	使途秘匿金	○場合によっては、支出時に重加算税が賦課される。
固定資産	事業供用日	○減価償却資産については、事業の用に供してから減価償却できるので、確認が必要。
	簿外資産	○生じさせないように、一連番号を付すなどの管理が大切。
	有姿除却	○現在遊休資産で、今後も再供用の可能性がないものについては、一定の要件の下に除却処理ができる。
	資本的支出と修繕費	○区分の根拠について、写真、図面、見積書などの資料を収集等しておく。
売上・仕入	引渡日	○通常商品の引渡日が売上計上時期になるので、納品書等を整理しておく。
交際費	・隣接費用との区分	○根拠資料の保存。
	・人数、内容の記入	○飲食費については、人数・相手先名を記録。
	・支出先の明示	○使途秘匿金とならないよう注意。
役員給与	議事録	○議事録の作成・保存状況と、定期同額給与か確認する。
親子会社間取引	取引の合理性	○力関係で不合理な取引となっていないかチェックが必要。
消費税	帳簿と請求書の保存	○仕入税額控除の要件として帳簿と請求書等の両方を保存しておかなければならない。
	・課税取引	○課税取引かどうかの判断は個々の取引ごとに行うが、決算後に再度、課税・非課税・不課税が正しく集計されているかを確認する。
	・非課税取引	
・不課税取引	○特に、非課税仕入となるものを課税仕入として仕入税額控除の対象にしていないかを確認する。	

自動車の取得価額に含める費用

自動車を購入した際に支払う諸費用には次のようなものがあります。

- ① 自動車税
- ② 自動車重量税
- ③ 自賠責保険料
- ④ 自動車取得税
- ⑤ 検査登録代行費用
- ⑥ 車庫証明代行費用
- ⑦ 車庫証明法定費用
- ⑧ 納車費用

このうち、①自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に対して課される税、②自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車等に対して課される税、③自賠責保険料は、運行する自動車に強制的に付けられる保険料で、それぞれ自動車を所有することによって事後的に支払う費用と考えられますので、取得価額に含める必要はありません。

一方、④～⑦については、自動車の購入に関連して支払うもので、自動車の取得価額に含めるのが原則ですが、取得価額に含めずに購入時の経費とする処理も認められています。

そして、⑧納車費用は、検査登録等が完了した自動車の引渡しを受けるため、販売店から購入者の指定する場所まで届けてもらうための費用であり、その自動車を購入するための費用と考えられますので、自動車の取得価額に含める必要があります。

また、一般的に自動車を購入した際にはカーエアコン、カーオーディオ、カーナビゲーションなどの機器を取り付けることが考えられます。これらの機器は自動車の購入に際して取り付け、かつ、自動車に常時搭載したうえで使用されるものですから、自動車の取得価額に含めなければならない、購入時に消耗品費などの経費として処理することはできません。

取引停止後弁済がない場合

会社が継続的な取引を行っていた得意先の会社など債務者の支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止することがあります。この場合、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したときには、その債務者に対する売掛債権について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。

なお、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。

この場合の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者について支払能力等が悪化したことで行われるものです。したがって、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対する、その取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はありません。

建設工事等、部分完成基準による収益の計上

法人が請け負った建設工事等（長期大規模工事等で工事進行基準の適用があるものを除く）について、その建設工事等の全部が完成しないときでも、次のような事実がある場合には、その事業年度において引き渡した建設工事等の量または完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入することとされています。

- (1) 一の契約により同種の建設工事等を多量に請け負ったような場合で、その引渡数量に従い工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合
- (2) 一の建設工事等であつても、その建設工事等の一部が完成し、その完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合